



「よい」という判断の成立について：  
村井実氏の「『善さ』の構造」論批判

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 新井, 保幸 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.32150/00002917">https://doi.org/10.32150/00002917</a>

# 「よい」という判断の成立について

## —— 村井実氏の「『善さ』の構造」論批判 ——

新 井 保 幸

村井実氏は近著『善さ』の構造』(1978年、講談社学術文庫)で、「善さ」とは何かという問題を論じている。この問題に関する氏の基本的な考えは、著書と同名の第四章で、殊にそのなかの(1)「構造としての『善さ』」で(そのなかでも殊に1「判断の記号としての『善さ』」と2「充足を求める要求」で)のべられている。そこにのべられている氏の考えを「『善さ』の構造」論とよぶことにしよう。

私はこの論文で「『善さ』の構造」論を批判する。「『善さ』の構造」論には意味不明な論述や致命的な論理の誤ちが少なからず認められるからである。私はとくに、「『善さ』の構造」論において氏がおかしている論理的誤ちを指摘することにつとめる。そうすることで私は、「『善さ』の構造」論のどの部分が肯定できるものであり、どの部分がそうでないかということ、あきらかにしたいと思う。

小論の構成と論究の順序を以下に示しておこう。小論は七節からなる。各節の概要は次の通りである。

- I 本論への導入として、「善さ」をめぐる三つの問題について予備的考察をおこなう。
- II 「『善さ』の構造」論が四つの命題から構成されていることをあきらかにする。
- III 命題(2)について検討する。「善い」という判断は「相互性」「無矛盾性」および「効用性」という三つの「基本的要求」の充足によって成立する、という主張には根拠がないと論ずる。
- IV 命題(3)を検討し、「美」への要求の充足がこれらの要求が充足されたことの証拠になる、という主張には根拠がないと論ずる。
- V 命題(4)を検討し、これらの要求が同時に働くという主張にも根拠がないと論ずる。
- VI 以上の検討結果をまとめ、それと命題(1)とを組み合わせると命題(5)をつくる。
- VII 命題(5)について検討し、結論をのべる。

### I

本論へ入る前の予備的考察として、本節では三つの問題について考えてみたい。第一は、一口に「善い」といっても、いろいろな意味があるのではないかということである。第二は、「善さ」と「善い」の関係をどう考えたらよいかということである。第三は、人間は、はたして「善さ」を望むものなのかということである。

第一、氏は、「人間は何ごとにつけてもそれが『善い』かどうかを問題として生きている」(本書

21頁、以下頁数のみを記す)とのべ、次のような用例をあげている。「善い人」「善い言葉」「善い心づかい」「善い知識」「善い社会」「善い家」「善い雨」等々(21-2頁)。

たしかにわれわれはさまざまのものをさして、それが「善い」という。しかし、同じ「善い」という語が用いられていても、その語は全く同じ意味で用いられているわけではない。「善い人」「善い知識」「善い雨」というときの「善い」は、それぞれかなり異なることを意味しているはずである。「善い」はきわめて多義的な言葉なのである。したがって、そのことをぬきにして「善さ」の問題は論じられるのかということが、素朴な疑問として思いうかぶ。

この疑問にはひとまず次のように答えておくことができる。「善い」という語はたしかに全く同じ意味で用いられているのではない。しかしまた、全く別々の意味で用いられているのでもないであろう。意味上いかなる共通性ももたない複数のものをさすのに、同じ言葉が用いられることはありえない。つまり、「善い人」も「善い雨」も、ヨイということでは何かしら共通性があると考えられる。そしてこの共通性が何であるかをあきらかにすることは、それ自体として意義のあることであろう、と。

ところで私は「善い」という表記には反対であり、「よい」と書くのが適切だと思う。なぜなら「善い」という語を氏はきわめて広い意味で用いている。しかるにこの語には、善という文字からくる道徳的な語感があるからである。すなわちこの語は、氏が考え用いているよりも狭い意味で用いられるのが普通なのである。そこで私自身は以下、氏が「善い」と表記するところを「よい」と表記することにしたい。

第二、「よさ」と「よい」の関係を、私は十分に説明できているとは思っていない。しかし今のところは次のように考えている。われわれはいろいろなことがらについて、それが「よい」かどうかという判断をおこなう。そしてそうした個々のことがらについての「よい」という判断が抽象化され(「よい」ということ)、さらに客体化されたときに、「よさ」という観念が生ずる。「よさ」とは、観念として客体化された「よい」という判断のことなのである。したがって、「よさ」とは何かと問うことは、「よい」という判断はどういうものなのかと問うことなのである。

第三の問題は、「よさ」に対する人間の態度にかかわる。人間は「『善さ』を求める」(124頁)、「『善さ』を望んでいる」(56頁)、「『善さ』を問題とする動物」である、と氏はいう。しかし「問題とする」ということは「望む」ということや「求める」ということとは意味がちがう、と私は思う。問題としたからといって望むとはかぎらないからである。氏がいたいのはどちらなのであろうか。どちらかではなくてどちらもなのである。人間は「よさ」を問題にするだけでなく、「よさ」を望む(求める)ものでもある。氏はこう考えるのである。

しかし私の考えるところでは、「問題とする」ということと「望む」ということとを簡単につなげることはできない。むしろ「よさ」についての決定的な問題は、この点にあるといっても過言ではない。というのは、人間が「よさ」を問題とするのは経験的事実としてあきらかだといえるが、それと同じ意味で人間が「よさ」を望むとはただちにはいえないからである。人間が「よさ」を望むといえるかどうかは、結局のところ、「よさ」がどう定義されるかに依るのだと私は考える。「よさ」が定義されない段階では、この問題に答えることはできないと考えるのである。

さて、以上の考察をふまえながら、「『善さ』の構造」論の分析に次節以降とりかかることとした。

## II

本節は「『善さ』の構造」論の概要を紹介することにあてる。私の理解するところでは、「『善さ』の構造」論は相互に関連する四つの命題から構成されているのである。(ただし、氏自身がそれらの命題の形で「『善さ』の構造」論を提出しているわけではない。) それらを、「『善さ』の構造」論を構成する命題群とよぶことにしよう。氏の論述を手がかりとしながら、「『善さ』の構造」論を命題群として整理すること、「『善さ』の構造」論の骨組みをあきらかにすること、それが本節のねらいである。それらの命題やそこに含まれる諸概念の検討は次節以降に譲る。

「よさ」とは何か。氏はそれが「『よい』という判断の存在を意味する」記号である、とまずいう。

……ある対象が「善い」といわれるばあい、あるいはそれについて「善さ」が問題とされるばあい、それは、まず私たちの側にその対象を「善い」とする判断があることを意味するのであり、その判断の存在が、対象について「善い」あるいは「善さ」という言葉をもって表現されようとしていることを意味するのである。(112頁)

……「善い」あるいは「善さ」という言葉は……「善い」という判断の存在を意味する言語記号として用いられているにすぎない……。 (同前)

この二つの文の意味は明瞭であり、そこにのべられている氏の考えに私は賛成である。そしてこのべることによって氏は、「よさ」とは何かという問いを、「よい」という判断はどのようなものかという問いにおきかえているわけである。

したがって問題は、「よい」という判断がどのようなものなのかということである。この問題についての氏の議論を以下に紹介する。

まず考えなければならないことは、私たちの内部にある何らかの基本的要求が対象によって満足させられているということである。その意味で、「善い」という判断は、人間の何らかの基本的要求の満足を前提として成り立っていると言ってよい。(114頁)

ここでの要点は二つあると考えられる。一つは、「よい」という判断が、要求(私の用語では欲求)の満足を前提として成り立つとのべられていることである。いま一つは、要求に限定が加えられていること(「基本的要求」)である。二つを併せて、「よい」という判断は「基本的要求」が満たされることによって成立する、と氏はいつていることになる。

「基本的要求」とは何か。それについては次節で詳論するが、「基本的要求」として氏はさしあたり三つをあげている。(さしあたり三つというのは、あとで「美」への要求が追加されるからである。) すなわち「相互性」への要求、「無矛盾性」への要求、「効用性」への要求とよばれるものがそれである。

しかも、氏によればそれらの要求は同時に働き、また同時に満たされるのである。

私たちの内部には、人間として共通に「相互性」「無矛盾性」「効用性」という三つの要求が同時に働いているのであり、したがって、これらの要求は、必ず同時に満たされることを求

めている。そして、事実上これらの要求が同時に満たされたと感じたとき、私たちはそのことを、とくに「善い」という言葉をもって表現することになるのである。(130頁、傍点筆者)

しかし、三つの「基本的要求」の同時的充足を指摘するだけでは、「よい」という判断の成立要件はまだ十分にはのべられていない、と氏は考える。なぜか。「よい」という判断はたしかに三つの要求の同時的充足によって成立するのだけれども、三つの要求が実際に満たされたということを証明してくれるものが欠けているからである、という。それならば、そのことを証明してくれるものがあるのか。それはある。「美」への要求がそれである。「美」への要求が満たされることが、三つの要求が満たされたということの証明になる。氏はこのように考えるのである。

……「善い」という判断の成立のためには、……三つの要求に併せて、それらがそれぞれに、あるいは同時に満たされたという承認の根拠として、さらに同時に、「美」への要求ともいうべきものが充足されていると考えなければならないのである。(132頁)

したがって、はじめ三つとされた「基本的要求」は、実は四つあるということになる。しかし、「よい」という判断が「基本的要求」の充足によって成立するという考え自体に変わりはない。そこで『善さ』の構造論の結論はこうなる。

……「善い」という……判断は、最後的には、「相互性」「無矛盾性」「効用性」の要求に加えて、「美」への要求の同時的な充足によって成り立つことになる。(136頁)

以上の論点を整理すると、『善さ』の構造論は、つまるところ次の命題群からなるといえる。

- (1) 「よい」という判断は、「基本的要求」が満たされることによって成立する。
- (2) 「基本的要求」とは、「相互性」「無矛盾性」「効用性」および「美」への要求の四つである。
- (3) 「美」への要求が満たされることは、他の三つの要求が満たされたことの証拠となる。
- (4) 「基本的要求」は同時に働き、かつ同時に満たされる。

『善さ』の構造論は、上の四つの命題から、そしてそれのみからなる。したがってその正しさは、四つの命題の正しさに依存する。いいかえればそれが正しいかどうかは、四つの命題を検討してみればわかるのである。(1)から(4)のうちのどれか一つでも正しくなければ、『善さ』の構造論は修正をせまられるのである。

### III

そこで次にこれらの命題の検討に進む。もっとも重要なのは命題(1)であるが、便宜上あとまわしにして(2)からはじめる。本節では、「相互性」「無矛盾性」および「効用性」への要求を氏がどう説明しているか、その説明に難点はないかということをもまず検討する。それから、それらの要求が「基本的」であるということの意味も問題にする。

1. 「相互性」への要求を説明して氏はいう。

相互性の要求というのは、どういう対象についてであれ、私たちが、その対象と私自身との関係だけでなく、同時にその対象と他者との関係を考慮しないではおれないという要求である。(115－6頁)

「相互性」への要求とは、対象と自分との関係だけでなく、対象と他者との関係を考慮する要求であるという。しかしこういわれても、それがどういうものなのかわかったような気がしない。対象と自分との関係だけでなく、対象と他者との関係も考慮する要求などというものがはたしてあるのだろうか。われわれが対象と自分との関係だけでなく、対象と他者との関係をも考慮することはたしかにある。しかし、そうすることはわれわれの要求なのであろうか。われわれは内発的な要求からそうしているのか。そうではない。むしろ逆なのである。われわれが対象と自分の関係に加えて対象と他者との関係を考慮するのは、そうしたいからではなくて、そうしないわけにはいかないからである。そうするのはわれわれの要求ではなくて義務なのである。だから氏が、そうすることがわれわれの要求であるというのは誤りである。

しかしそれならば、そうすることはいかなる意味でも要求ではないかという、そうではない。そうすることはわれわれの要求ではないが、しかし他者のわれわれに対する要求ではあるのである。つまり、正しくのべると「相互性」の要求というのは、われわれが対象と自分との関係だけでなく、対象と他者との関係をも考慮すべきであるという、他者のわれわれに対する要求であるということになるのである。

このような意味においてなら、「相互性」への要求も一つの要求である。しかしそれはあくまでも、他の要求とは同列に論じられない要求なのである。なぜか。たとえば「無矛盾性」への要求というのは、「無矛盾性」に対するわれわれの要求ということである。われわれが「無矛盾性」を求めるということである。同様に「効用性」への要求や「美」への要求というのは、「効用性」や「美」に対するわれわれの要求ということである。しかし「相互性」への要求は、それと同じ意味でわれわれが「相互性」を求めているということではないのである。「相互性」はわれわれに対して向けられるのだから、われわれの要求対象ではありえない。氏が問題にしているのはわれわれの要求なのだから、その意味では、「相互性」への要求などというものは存在しないのである。

それならばなぜ、氏は「相互性」への要求ということをしたのか。いいかえれば氏はその言葉でどういうことをいおうとしたのか。それは明瞭である。つまり、ただ一人の人間と対象との関係においては、「よい」という判断は成立しない、というよりも成立しようがない。なぜならそれは必要ないからである。「よい」という判断は、他者——観念として想定されるだけであっても——を媒介としてはじめて成立する。つまり、ある対象が自分の要求を充たすだけでなく、他者の要求をも充たす(と期待される)場合に、われわれはその対象を(たんに快いではなく)「よい」と判断する。氏はそういおうとしたのである。

ただ、ここで注意しておかなければならないのは、氏は事実をのべたのではないということである。氏がのべたのは事実そのものではなくて、事実についての氏の考えである。つまり氏は、「よい」という判断は相互主観的に成立する、といういい方で、実は、「よい」という判断は相互主観的に成立するのだと思われる、といっているのである。

2. 「無矛盾性」と「効用性」への要求については同じことがいえるので、一括してとりあつかうことにする。「無矛盾性」への要求とは、文字通り矛盾のないことを求める要求ということであるらしい。「効用性」への要求については次のような説明がある。

効用性の要求というのは、人間は自分の生体の維持と発展に対して、何ごとについても、効用が最大であることを求めないではおれないということである。(126頁)

また「効用性の要求というのは……『快さ』の要求と考えてもよい」(同前)という。ただしその場合「快さ」には、知覚的なそれから感覚的なそれを経て精神的なそれまでである、とする。いいかえれば言葉の最広義における「快さ」を「効用性」とよぶ、ということであろう。「他の生物のばあいには『快さ』への要求と呼んでしかるべきもの」を「人間については、あえて『効用性』の要求と呼ぶことが適当であると思う」(128頁)という。「効用性」という表現が「適当である」という点については、異論がないわけではない。「役に立つ」ということと「快い」ということとは意味がちがうはずだからである。しかしそのことは措くとしてよい。

さて、「無矛盾性」や「効用性」への要求があるということは認めてもよい。しかしそうだとすると、それらの要求の充足と「よい」という判断の成立との関係を論じた議論は誤っていると思う。それらの要求があるというのは事実である。しかしその事実から、「よい」という判断が成立するためにはそれらの要求が満たされる必要がある、とどうしていえるのか。

たとえば、「無矛盾性」への要求が満たされるのは「よい」ことである、ということ是可以するかもしれない。しかしそのことから、「よい」という判断が成立するためには「無矛盾性」への要求が満たされなければならない、とただちにいうことはできないのである。「無矛盾性」への要求が満たされる必要はないという議論も、論理的には同じ資格で成り立つからである。

「効用性」への要求についても同じことがいえる。なるほど「効用性」への要求というものはある。人間は「快さ」を求めるものである。しかし、「よい」という判断が成立するためには、「効用性」への要求が満たされなければならないということは、論証されていないのである。

「よい」という判断が成立するためには、「無矛盾性」や「効用性」への要求が満たされる必要がある、という命題の論拠として氏があげているのは、結局のところ、次の二つのことでしかない。

1. それらの要求が人間にあるということ。 2. それらの要求が満たされるのは「よい」ことだということ。しかしこの二つの論拠だけから上の命題を導き出すことはできないのである。氏は、「よい」という判断が成立するためにはそれらの要求が満たされる必要がある、と考えるべき根拠を示すことには成功していないのである。また成功するはずがないのである。

しかし、もちろん氏自身はそうは思わなかったであろう。氏は根拠を示しえたと思ったにちがいない。その根拠というのは、「無矛盾性」や「効用性」への要求が「基本的要求」だということである。そこで私は次にこの概念について検討をおこなう。

3. 「よい」という判断は「基本的要求」の充足によって成立する、という大前提から氏の議論は出発したのである。したがって、もし「無矛盾性」や「効用性」への要求が「基本的要求」であるならば、「よい」という判断がこれらの要求の充足によって成立する、という主張は首尾一貫している。したがって問題なのは、これらが「基本的要求」であるかどうかということである。この問題に答えるためには、「基本的要求」とはどういうものをさすのかということが、いいかえればその定義があきらかにされなければならない。

ところが、驚くべきことに、それが何をさすかということについて、氏は説明らしい説明をしていないのである。いいかえれば「基本的要求」という概念は定義されていないのである。そして「基本的要求」が何をさすかがあきらかでない以上、「無矛盾性」や「効用性」への要求が「基本的要求」だといってみても、意味をなさない。

「基本的要求」というのは、人間である以上だれもが基本的にもつ要求ということなのだろうか。そうだとすれば、「無矛盾性」や「効用性」への要求は「基本的要求」である。しかしそのような「基本的要求」観に対しては、次のように疑問を提出することができる。氏のあげる要求だけが「基本的要求」なのか、と。たとえば、権力への要求や生きがいへの要求というものを考えてみよう。これらの要求もあきらかに「基本的要求」である。しかもそれらは「無矛盾性」や「効用性」や「美」への要求に解消されることのない独自の要求である。つまり、人間に基本的にそなわる要求としての「基本的要求」には、「無矛盾性」「効用性」「美」以外の要求も含まれるはずなのである。したがって、「基本的要求」を氏のあげるいくつかに限定することはできないのである。

それとも氏は「基本的要求」をもっと限定された範囲のものとして考えているのだろうか。そうだとすると、「基本的要求」とそうでない要求とを区別する基準が示される必要がある。しかるにその基準については、何ものべられていないのである。ということは、「基本的要求」が何をさすかはあきらかでないということである。

要するに「無矛盾性」「効用性」「美」への要求は、「基本的要求」の一部にすぎないか、それとも「基本的要求」なのかどうかははっきりしないか、そのいずれかである。いいかえれば、これらの要求が、しかもこれらの要求だけが「基本的要求」であるということとはできないのである。したがって、「よい」という判断はこれらの要求が充たされることによって成立する、という主張の拠りどころを、それらが「基本的要求」であるという論に求めることはできなくなるのである。「基本的要求」とは何か、これらの要求ははたして「基本的要求」なのか、というふうの問題を立ててゆくと、結論はこうならざるをえないのである。

「基本的要求」はこのように、何をさすのかははっきりしない、あいまいな概念である。しかし私がいいたいの、氏がその概念を明確に定義していないということではない。そうではなく、「基本的要求」という言葉にもともとたいした意味はないということなのである。それは次の二つのことを意味しているにすぎないのである。つまり、「基本的要求」が「無矛盾性」「効用性」および「美」への要求をさすということ、そしてそれらが人間に基本的にそなわる要求であるということ、この二つである。こう考えるならば、それらの要求がはたして「基本的要求」であるかどうかという問題は、氷解してしまう。しかし、それと同時に議論はふりだしにもどる。それらの要求を「基本的要求」とよぶのだから、「よい」という判断はそれらの要求が充たされることによって成立する、という主張の根拠を、それらが「基本的要求」であるということに求めるのは無意味である。すなわち、「よい」という判断はそれらの要求が充たされることによって成立する、という命題は、「基本的要求」という概念をどう操作しても、立証されえないのである。

さて本節では、「相互性」「無矛盾性」および「効用性」への要求について、そして最後に「基本的要求」について検討をおこなった。その結果、すでにいくつかの重要な論点があきらかになった。そこでこれらの論点をあらためて明示し、それらをふまえて以後の論を展開してゆくのがもっとも自然な論述形態である。しかしそういう論述形態をとることをここではあえて避けたい。残る命題(3)、(4)の検討をすすめてゆくには、これまでにあきらかになった論点をカッコに入れておいた方が便利だからである。(たとえば私は、「相互性」への要求というのは実は要求ではない、といった。しかし次節以降の論述では、「相互性」への要求という表現を、しばらくそのまま使うことにする。一つの論点だけに焦点を合わせるために、他を捨象するのである。そのようにして一つ一つの論点があきらかにされた上で、組み合わせられることによって、最終的な結論が導き出されるであろう。)以上のことをことわって、命題(3)の検討に移る。

## IV

「よい」という判断は、「相互性」「無矛盾性」「効用性」という三つの「基本的要求」の充足によって成立する。これがここまでの氏の議論の要点であった。さてここで氏は新しい論点をつけ加える。それは、「よい」という判断が成立するためには、それらの要求が充たされるだけでなく、「事実上充たされた」という承認(131頁)が必要である。そしてその承認は、「美」への要求の充足によって与えられるというものである。

……「善い」という判断の成立のためには、「相互性」「無矛盾性」「効用性」の三つの要求に併せて、それらがそれぞれに、あるいは同時に充たされたという承認の根拠として、さらに同時に、「美」への要求ともいべきものが充足されていると考えなければならないのである。(132頁)

「美」への要求の充足を承認の根拠としてあげる理由は、三つの要求が充たされるときは、必ず「美」への要求も充たされる、ということである。すなわち氏によれば、「相互性」への要求とは「美しい相互関係を求める」(133頁、傍点筆者)ことを意味する。また、「無矛盾性」への要求は「本来客観性の要求であるはず」なのに、それが「主観的に満足させられうる」のは、「完全な『無矛盾』的關係ではなくて、それ以上に、美しい『無矛盾』的關係が求められているからだ」(同前)という。同様に氏は「効用性」と「美」の關係にふれて、「私たちのすべてが、『快さ』の要求の満足には『美』への要求の満足が切り離しがたく発生する経験を共有している」(134頁)という。

要するに氏はこういっているのである。「美」への要求は三つの要求(のそれぞれ)と同時に充たされる。だから「美」への要求が充たされれば、三つの要求も充たされたことになる、と。この議論が論理的に誤っているとはいえない。けれども、そうだからといって、この議論が正しいということにはならないのである。その理由を以下にのべる。

第一に、この議論がすべて正しいと仮定しても、こういう問題がある。つまり、それでは「美」への要求が充たされたという承認は、どうやってえられるのだろうか。氏にはこの問題が考えつかなかったようである。

第二に、「美」への要求は三つの要求と同時に充たされる、という命題は、十分に論証されていない。それは仮定にすぎない。そして私にはこの仮定は疑わしいものに思える。

「私たちのすべてが、『快さ』の要求の満足には『美』への要求の満足が切り離しがたく発生する経験を共有している」と氏はいう。つまり、「効用性」への要求が充たされるときには「美」への要求も充たされるということは、「経験」でわかることだというのである。しかしこれは証明でもなんでもない。上の引用文はそういう経験があることをのべているのではなく、そういう経験があるという氏の信念をのべているにすぎないのである。

「無矛盾性」との関連でも、氏は「『無矛盾性』への要求と同時に、やはり『美』への要求が働いていると考えざるをえない」(133頁)というだけである。「無矛盾性」への要求が充たされうるのは、「完全な『無矛盾』的關係ではなく……美しい『無矛盾』的關係が求められているからだ」などという議論にいたっては、全く理解不可能である。

「相互性」と「美」の關係についても同じことがいえる。氏は、二つの要求が同時に働くという根拠には一言もふれずに、「相互性」の要求というのは、五分と五分の配分・応報の關係を求めることではなく、「美しい配分、美しい応報、要するに美しい『相互性』」(133頁)を求めることでなけ

ればならない、というだけである。しかしそもそも私には「美しい配分」とか「美しい応報」というものがどんなものなのか理解できないのである。

以上要するに、「美」への要求は三つの要求と同時に満たされる、という命題は、論証されなかったのである。私自身は、この命題は論証されえないだろうし、またそれでいっこうにかまわないと考える。なぜなら、「美」への要求は三つの要求から独立して働くと考えた方が自然だからである。

しかしそれにしても氏はなぜ、「美」への要求は三つの要求と同時に満たされる、と仮定したのだろうか。「美」への要求の充足が三つの要求の充足の証拠になるという命題を正しいものと信じ、それを根拠づけようとしたからである。結論がそう決められれば、「美」への要求は論理的斉合性を保つ必要上、三つの要求と同時に満たされるということにならざるをえないのである。

しかし実は、この結論自体が誤っているのである。なぜか。かりにこの結論が正しいとしても、それでは「美」への要求が満たされたということはどうしていえるのかという問いが、先にのべたようにでてくるからである。そしてこの問いに対しては、つまるところ、「美」への要求が満たされたと感じることが証拠になる、と答えるほかはないだろう。だとすれば、三つの要求が満たされたということの証拠も、それらが満たされたと感じることのほかにはないはずである。したがって、三つの要求が満たされたということの承認のために、「美」への要求が満たされる必要はないのである。いいかえれば、「よい」という判断の成立要件として、「美」への要求をあげる必要はないということになるのである。

最後の拠りどころとして氏は、「よさ」と「美しさ」が「しばしば」結びつくという事実をあげる。しかし、そういう結びつきが「しばしば」あるということを実事として認めたとしても、その事実から、「美」への要求が満たされなければ「よい」という判断は成立しない、と結論することはできないのである。

## V

本節では命題(4)の検討をおこなう。命題(4)は、「基本的要求」とよばれる諸要求が同時に働き、かつ同時に満たされるということをのべている。そのことを以下では要求の同時性と表現することにした。しかし諸要求が同時に働き同時に満たされる应考虑すべき理由はないということ、それが本節で私がのべようとすることである。そのことについては実は前節でも簡単にふれている。すなわち、「美」への要求が他の要求と同時に働く应考虑すべき理由はない、と私はいったのである。本節の論旨はそれと同じことなのである。ただ前節では、「美」への要求は他の要求から区別される特別の位置を占めるのかという問題に、焦点が当てられていた。そのため要求の同時性については、十分に論じられなかったのである。しかしこれは『『善さ』の構造』論の重要な論点の一つである。そこで、論旨の上からは多少の重複を伴うが、あらためてこの問題をとりあげることとしたい。

はじめにこの問題にかかわる氏の論述を一つだけ引用する。

私たちの内部には、人間として共通に「相互性」「無矛盾性」「効用性」という三つの要求が同時に働いているのであり、したがって、これらの要求は、必ず同時に満たされることを求めている。(前出、130頁、傍点筆者)

三つの要求は同時に働き同時に満たされる、とこの引用文で氏はのべている。しかし氏は、同時

だと主張しているだけで、その論拠については例によってはっきりとのべてはいない。論拠をのべた箇所をしいてあげるとすれば、「私たち人間の内部に、こうした要求の構造的な働きが機制(メカニズム)として内蔵されている」(130頁)という論述がそれにあたる。すなわち、要求の同時性の根拠は、内なる機制に求められているのである。

しかし、そのような機制が存在するかどうかは、はっきりしないのである。というよりも、機制の存在はたしかめようがないのである。しかるに機制の存在が確認されなければ、要求の同時性を立証することはできない。したがって機制論は、要求の同時性の論拠とはなりえないであろう。

氏はなぜ、上のように考えなかったのだろうか。思うにそれは、氏が、要求の同時性を、ほとんど説明を要しない自明のことがらとみなしていたためであろう。要求の同時性は疑いえないという確信が、まずはじめにあったのである。要求の同時性を前提とした上で、なぜ同時なのかという問いに答えようとしたので、論拠は内なる機制に求められるほかはなかったのである。

しかし要求の同時性という前提が、そもそも疑わしいのである。そしてまた、要求の同時性を前提としなければ、ふたしかな機制論にたよる必要もないのである。

いずれにしても、氏は要求の同時性の論拠を示すことには成功していないのである。したがって、諸要求は「同時に働いているのであり、したがって……必ず同時に満たされることを求めている」と考えるべき理由は何もないのである。私の考えるところでは、むしろ諸要求はそれぞれ他から独立に働くのである。いかえればそれらは、必ずバラバラに働くというのではないが、かといってまた必ず相互随伴的に働くのでもない。こう考えた方が自然ではないだろうか。諸要求はつねに同時に働く、とは私は考えない。しかしこういうことは、諸要求が同時に働く場合があることを否定するものではない。氏は次のようにいふべきであった。諸要求は同時に働くことがあり、同時に満たされることもありうる。しかし、つねにそうなのではない、と。

## VI

以上で私は「『善さ』の構造」論を構成する四つの命題のうちの(2)から(4)までの検討をおえたことになる。その検討結果を整理すると次のようになる。

- ① 「相互性」への要求というものはない。それが意味するのは、「よい」という判断は相互主観的に成立する、という命題である。
- ② 「無矛盾性」や「効用性」への要求というものが存在することは認められる。しかし、「よい」という判断はそれらの要求が満たされなければ成立しない、ということとはできない。
- ③ 「美」への要求というものもたしかにある。しかし、それが満たされることが、他の要求が満たされたことの証拠になる、ということとはできない。
- ④ 「基本的要求」という言葉は、「無矛盾性」「効用性」および「美」への要求を一括した呼称にすぎない。この言葉にそれ以上の意味はない。
- ⑤ 上記の諸要求は同時に働き、同時に満たされる、という主張には根拠がない。

命題(2)から(4)を検討した結果、少なくとも以上の五点は指摘できるのである。さてここまでの段階で、つまり命題(1)には手をふれず、(2)から(4)については検討結果を考慮すると、「『善さ』の構造」論はどう修正されるであろうか。次のようにいい表されるのが適当だと私は考える。これを命題(5)とする。

- (5) 「よい」という判断は、他者の承認を受ける(と期待される)要求が満たされることによって

成立する。

以下はこの命題についての註釈である。

第一、①でものべたように、「『善さ』の構造」論は、「よい」という判断は相互主観的に成立する、という命題を含む。この命題をわかりやすくいいかえてみると、次のようなことになるであろう。主体（自分）だけの要求が充たされても、「よい」という判断は生まれない。複数の人間の間で要求の一致をみることが、あるいは要求の一致をみると期待されることが、「よい」という判断が成立する前提なのである。したがって、上の命題の意味は次のようにいいかえることができる。「よい」という判断は、他者の承認を受ける（と期待される）要求が充たされることによって成立する。あるいはもっと端的に、「よい」という判断は共通の、または共通と期待される要求が充たされることによって成立する、と。

第二、「基本的要求」という言葉を用いる必要がないことはすでにのべた。それならば「基本的要求」を「無矛盾性」「効用性」および「美」への要求といいかえたらどうか、ということが考えられる。しかし、この三つの要求（のどれか一つでも）が充たされなければ、「よい」という判断は成立しないということは、ついに論証されなかった。ということは、三つの要求が充たされることは、「よい」という判断が成立するための十分条件ではあっても、必要ではないということである。いいかえれば、三つの要求だけを特別扱いすべき理由は何もないのである。それ以外の要求が充たされることによって、「よい」という判断は成立しうるはずなのである。「よい」という判断が成立するために充たされるべき要求を、特定することはできないのである。だからここは、たんに要求とすればよいのである。

第三、私は「同時に」という限定条件を撤廃した。それは無論、要求の同時性を否定した前節の議論とかかわる。しかしそれだけでは、撤廃の理由として十分ではない、と思われるかもしれない。というのは、諸要求が同時に充たされる場合があり、その場合に「よい」という判断が成り立つのだ、ともいえるからである。しかしそうではないのである。「要求が同時に充たされた場合に」という条件は、そもそも、要求は同時に働く、と考えられたことからでてきたのである。したがって、要求の同時性が否定された以上、「同時に」という条件は撤廃されるべきなのである。一つか二つの要求しか充たされない場合でも、「よい」という判断は成立しうるのである。（たとえば「よい雨」という場合、「効用性」や「美」への要求は充たされるが、「無矛盾性」への要求は充たされない。）充たされる要求の種類や充足の程度に応じて、「よい」という判断は多様に成り立つ。こう考えることは、「よい」という言葉がきわめて多義的であるという事実と、よく照応するのである。

以上の理由から「『善さ』の構造」論は、命題(5)のようにいい表されることが適当である。「『善さ』の構造」論を構成する諸命題のうちで、肯定される見込みがあるのはこれだけである。したがって、氏が構想したような形での「『善さ』の構造」論は成り立たない、といわなければならない。いまや残る最後の仕事は、命題(5)——命題(1)はそこに吸収されている——を検討することである。

## VII

「『善さ』の構造」論の最大の特徴は、「よい」という判断を要求の充足と結びつけてとらえたところにある。そして命題(5)の要点は、「よい」という判断が要求の充足によって成立するというところにある。いいかえれば、何らかの要求が充たされることなしには「よい」という判断は成立しない、というのである。

ところで私はさきに、氏が、人間は「よさ」を望むものである、とのべていることに注意を喚起しておいた。人間は「よさ」を望むものだといいきれるだろうか。人間が「快さ」を望むのは、よいわらいをぬきにして事実である。しかし、「よさ」を望むというのがそれと同様に事実であるかどうかは、にわかには決めがたいと私は考える。人間が「よさ」を望むものであるといえるかどうかは、「よさ」の定義に依る。

ここで、よく知られている、what is desired(望ましいかどうかにかかわらず望まれるもの)と what is desirable(望まれるかどうかにかかわらず望ましいもの)とを区別する議論を援用して考えてみよう。この分類にしたがえば、「快さ」はあきらかに「望まれるもの」に属する。「よさ」の方はどうか。それは「快さ」のように一義的には決められないのである。しかし、「よさ」について望ましさを否定することはできない、ということだけはたしかにいえる。そこで、「よさ」の分類については、二つの考え方が成り立つといえる。すなわち、1)「望ましいもの」とだけ分類されるという考え(図1参照、斜線部分が「よさ」の分類される範囲、図2の場合も同じ)、2)より限定されて「望ましくかつ望まれるもの」に分類されるという考え(図2参照)、である。どちらの考え方も、論者が「よさ」をそう規定するかぎり、成り立つ。どちらをとるのも論者の自由である。

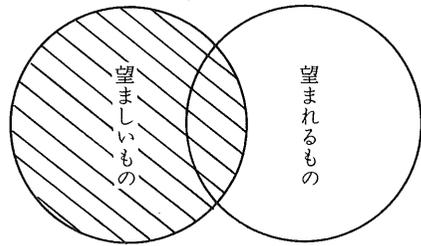


図1

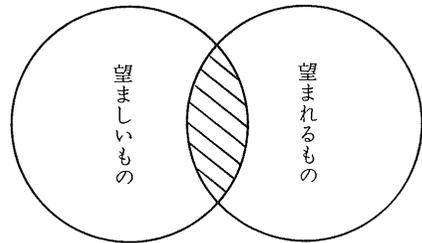


図2

さて、1)のように「よさ」が「望まれるかどうかにかかわらず望ましいもの」に分類されるとするなら、人間は「よさ」を望むとは必ずしもいえないのである。これに対して2)のように、「よさ」が「望ましくかつ望まれるもの」に分類されると考えれば、人間は「よさ」を望むものだといえる。このように、人間が「よさ」を望むものであるかどうかは、「よさ」を定義することなしにはいえないことなのである。それにもかかわらず氏は、「よさ」を全く定義することなく、人間は「よさ」を望むものであると言明したのである。(このことは、氏が「よさ」を「望まれるもの」と規定したということを意味する。)

たしかにいえるのは、人間が「よさ」を望むということではなくて、要求の充足を望むということである。人間は要求が充たされることを望む。しかし人間は要求が充たされることを望むだけでなく、ある種の要求、つまり他者の承認を受ける(と期待される)要求が充たされることを——あるいは、要求が相互主観的に充たされることを、といっても同じことである——、「よい」と判断する。こういってよいように思う。すなわち、

(6) 他者の承認を受ける(と期待される)要求が充たされる時(はいつも)、「よい」という判断が成立する。

命題(6)はつねに正しい、と私は考える。

命題(5)と(6)は同一のことをのべているのだろうか。そうではないのである。命題(5)は、「よい」という判断は要求が充たされなければ成立しない、といっている。いいかえればこれは、あるものを「よい」(望ましい)と判断することは、そのものを望まないことにはありえない、といっているこ

とになるであろう。それに対して命題(6)は、ある妥当な要求が充たされるときは「よい」という判断が成立する、とのべているにすぎない。これは、「よい」という判断が成立するために、要求が充たされる必要は必ずしもない、といていることになるであろう。あるものを望んでいなくても、そのものを「よい」(望ましい)と判断することはありうる、といていることになるであろう。

あるいはこうもいうことができる。つまり命題(5)は、「よい」という判断が成立するすべての場合をのべていることになる。それに対して命題(6)の方は、その一部の場合をのべているにすぎないのである。命題(5)と(6)がのべていることはこのようにちがうのである。命題(5)と同一のことをのべるためには、命題(6)は次のようにいかえられなければならないのである。すなわち、他者の承認を受ける(と期待される)要求が充たされるとき、そしてそのときにのみ、「よい」という判断が成立する、と。命題(5)がのべているのはこういうことなのである。

命題(5)と(6)のちがいはまた、そこで用いられている「よい」という語の意味のちがいとしても論じられる。すでにのべたように、「よい」には広狭両義がある。広義にとれば、それは望ましいと同義である。狭義にとれば、それは望ましくかつ望まれるという意味である。さて、命題(6)でいう「よい」は、たんに望ましいという意味である。いかえれば命題(6)は、「よい」をどちらの意味にとっても肯定されるのである。しかし命題(5)でいう「よい」は、望ましくかつ望まれるという意味である。というよりも、「よい」を狭義にとるかぎりにおいて、命題(5)は肯定されるのである。しかるに「『善さ』の構造」論がいおうとしたこと(いったことではなくて)は、命題(5)にあたる。

したがって私の結論はこうである。「『善さ』の構造」論の全体において氏は、「よい」という判断は他者の承認を受ける(と期待される)要求が充たされることによって成立する、という命題を提出しうるにすぎない。しかもこの命題はそのまま、氏が無自覚的におこなった「よさ」の定義を表しているにすぎないのである。すなわち、「よさ」とは他者の承認を受ける(と期待される)要求が充たされることである、という定義を。